

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和5年11月16日（木） 午後9時00分～午後9時42分
2. 場 所 市役所別館 塔屋会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市 側：小山副市長、総合教育部長、総務部次長、人事課長、
上下水道総務室総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（職員課 課長代理）
4. 課 題 「2023賃金確定重点要求書」、「2023年年末一時金要求書」に基づく交渉（3回目）

＜交渉内容要旨＞

I. 最終回答について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none">・ 11月7日及び14日に行った計2回の交渉を踏まえ、我々の要求に対する回答を求める。	<ul style="list-style-type: none">・ 現在、本市が置かれている状況等を総合的に勘案し、以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容（抜粋）】

1. 正職員等の給与改定

- (1) 給料表の増額改定（令和5年4月1日遡及適用）
行政職給料表の適用を受ける職員における平均改定率：1.03%
他の給料表についても、行政職給料表の改定に準じて改定を行う。
- (2) 期末・勤勉手当の引上げ（年間0.10月分）（令和5年12月1日適用）
- (3) 在宅勤務等手当の新設（実施日：令和6年4月1日）
一定期間以上継続して1月あたり平均10日を超えて在宅勤務することを命ぜられた職員に対し、月額3千円を支給する。なお、本手当を支給される職員には、国家公務員の取り扱いに準じ、通勤手当に關し所要の措置を講じる。

2. 任期付職員の給与改定（令和5年4月1日遡及適用）

- (1) 任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員が適用を受ける給料表について、正職員の改定と号給間の間差の均衡を図る観点を踏まえた改定を行う。
- (2) 任期付常勤保育士及び生活保護ケースワーカーの初任給について、令和6年度採用者から1の2号給格付けとし、これに合わせ1の1号給の現職についても1の2号給に格付けることとする。

3. 会計年度任用職員の給与改定

- (1) 会計年度任用職員が適用を受ける給料表について、正職員の改定を踏まえた増額改定を行う。通年任用については、実施日を令和5年4月1日とし、短期任用については、実施日を令和6年4月1日とする。

【次頁に続く】

(2) 令和5年度における大阪府最低賃金の改正に伴い報酬の変更を実施した会計年度任用職員の職種に係る令和6年4月1日以降の報酬は、最低賃金を下回らない号給に応じた額とするが、通年任用のうち、施設管理を担う職については令和5年度当初に適用していた号給に応じた額とする。

なお、今後については、最低賃金の改正に合わせた号給の変更によらず、改正後の額に応じた報酬額を支給することができるよう例規を整備する。

(3) 期末手当の引上げ（年間0.05月分）（令和5年12月1日適用）

(4) 勤勉手当の新設（年間2.05月分）（実施日：令和6年4月1日）

地方自治法の改正に伴い、勤勉手当を支給する。対象職員などの支給要件の取り扱い、期末・勤勉手当の支給月数は、正職員に準じたものとする。

なお、当該手当の支給に係る総合評価制度の活用について、今後、任期付職員も含めた制度整備について労使協議を行っていく。

(5) 今後の事業拡大等により、特に人材確保を要する職種における処遇について、令和6年度より報酬額の引上げを実施する。

(6) 令和6年度以降における会計年度任用職員に係る給与改定全般については、正職員に準じた方法・時期により実施するものとする。

4. 育児休業取得者の代替職員の配置

育児休業を取得しやすい環境の整備を図る観点から、一定の育児休業期間が見込まれる等要件を満たす職員については、令和6年度から週31時間勤務の通年任用の会計年度任用職員を代替職員として配置する。

5. 休暇制度の改正（実施日：令和6年4月1日）

親族死亡休暇を取得できる期間について、実態に即したものとする観点から、取得日数が1日である親族にあっては、当該親族が死亡した場合で、その死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときに取得できるものとする。

6. 定年引上げについて

(1) 任期付職員の定年については、高齢期職員の活用や人材確保の観点を踏まえ、今年度から撤廃する。なお、平成17年度以前に採用した任期付短時間勤務職員の定年については、現行どおりとする。

(2) 定年前再任用短時間勤務職員が暫定再任用となった場合の勤務時間について、多様な働き方へのニーズへの対応や高齢期職員の活用の観点も踏まえ、2級のフルタイム又は短時間を選択可能とする。

7. 副主幹の選考試験の廃止について

副主幹については、各職域における配置の必要性などを踏まえ適正な配置を行っていく観点から、選考試験を今年度より廃止する。

以上